

保育原理における教授内容の範囲

教科書分析を通じた一考察

渡 辺 直 人

保育原理における教授内容の範囲

教科書分析を通した一考察

The Scope of Teaching Content in Principles of Childcare

A Study through Textbook Analysis

渡辺 直人

Naoto Watanabe

要 約

本研究では、保育原理科目における、教師・保育士養成校での講義用に制作された文献(以下、教科書)の分析を行った。具体的には、保育原理が包括する教授内容の範囲を明らかにした。

保育原理の教科書分析の結果、20 カテゴリーと 113 項目にまとめられることがわかった。具体的には、「保育の基本」5 項目、「教育・保育・子どもに関わる法律・条例・制度」11 項目、「保育所保育指針と幼稚園教育要領」2 項目、「保育所に関して」2 項目、「幼稚園に関して」2 項目、「こども園に関して」2 項目、「子育て支援に関して」3 項目、「遊びに関して」4 項目、「子どもの発達」6 項目、「保育の計画・評価」10 項目、「保育の方法・実践」14 項目、「障害児保育」3 項目、「乳児保育」4 項目、「1 歳以上から 3 歳児未満の保育」4 項目、「3 歳児以上の保育」6 項目、「子ども理解」3 項目、「海外の保育思想・歴史」12 項目、「日本の保育思想・歴史」10 項目、「保育の現状」5 項目、「地域・外部と保育」5 項目にまとめられた。

目的

現在、保育・幼児教育において様々な課題が指摘されている。少子化が進む一方、都市圏においては保育所の不足が深刻化し、待機児童は減っているものの、保育所へのアクセスは円滑とはいえない状況が続いている。

また、子どもにおいても昨今の移りかわりのはやい世の中で、生活習慣の乱れや運動不足の子どもが増えている。食事においては孤食をする子どもが増え、また栄養バランスが偏っているという指摘もある。他、公園の数も減少し、遊びは外遊びよりも室内遊びが増え、3 つの間(仲間、時間、空間)が減っているといわれている。以上、昨今の現代社会においてしばしば取り沙汰される課題を挙げたが、挙げるに暇がないほど子どもをめぐる問題は山積しており、より一層の保育・幼児教育、子ども学研究の発展が望まれる。

人格の完成を目指し、よりよい心身共に健康的な国民の育成を任されている「教育」という事業と、それらの基礎を培う「保育」という事業は、古今東西どのような場所・場合であっても必要である最も重要な基幹事業である。この教育という事業を実

際に担う教師は、わが国においては、試験での取得や、特別免許状、臨時免許状等を除けば、教員養成等の専門課程を経て資格を取得し、教職に就くのが一般的な道程である。その教職課程は法律によって定められており、必要な習得単位数を取得しなければ、教育職員免許状は取得できない仕組みとなっている。

その教職課程においては、教職論、教育課程論、教育方法論等、様々な授業が存在する。習得科目は数多ある一方で、教授内容は類似している科目も存在する。筆者経験上では、例えば「保育原理」において、そのような意見が挙がるが多い。

教師・保育士養成課程は、教授すべき内容が一定には定められてはいるものの、実際の授業においては、特に監査や審査がはいるものではない。加えて、シラバスもあるが、これも実際の指導内容とシラバスに示された記載内容と相違ないか、逐一確かめられることはない。講義の最終回付近に授業評価アンケートはあるものの、そのアンケート結果は審査として活用されうるものではない。他、教員の研修の一環として、

相互の授業参観を行っている学校もあるが、あくまでも研修の一環であり、そこでの評価はカリキュラムの評価につながるとは言い難い部分もある。

では、どのように指導されることが多いか。これらに関して、各学校の保育原理のシラバスを無作為に選出し概観したところ、多くの学校にて教科書が用いられていることがわかった。当然、これは教科書として指定されているのみで、実際に教科書を使用するか否かは教員によるため、毎授業で必ずしも活用していると断定することは、シラバス上で判断することは難しいが、保育士養成校の保育原理は、教科書を指定しているケースが多く見受けられることもまた事実である。また、筆者経験上ではあるが、教員が独自に内容を編纂し授業を行っている場合もある一方で、教科書の内容に合わせてシラバスを作成しているケースも多く見受けられる。すなわち、実際の教授内容は、多少なり教科書の影響があるのではないかと考える。

教科書に関して

ここで教科書についてみていきたい。まず、教科書とは何か、ブリタニカ国際大百科事典の小項目事典によれば、「教育のために編集、使用される図書。教科用図書ともいう。古くは古典をそのまま教科書として使用したが、教育の発達とともに、教育の目的に即応して教材が精選組織され、これが教科書として編集、著作されるようになった。法制上は、小・中・高等学校などの学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主要な教材として、学習指導に用いられる児童・生徒用図書を教科書と呼んでいる。日本ではこれらの教科書に対して国の検定制度が設けられており、また小・中学校では児童、生徒に教科書を無償で給与している。」と示されている。

初等教育、中等教育にて行う教育は、一部を除き教科書検定を経て、合格したものが教科書として実際の授業で使用されている。教科書にまつわる法令としては、学校教育法、学校教育法施行令、文部科学省組織令、教科書の発行に関する臨時措置法、教科用図書検定調査審議会令、教科用図書検定規則、義務教育諸学校教科用図書検定基準、高等学校教科用図書検定基準等、多くの法令がある。そのうちの教科書の発行に関する臨時措置法、学校教育法には特に教科書について詳しく記述されている。その中には「教科書を使用しなければならない」、という旨も記載されている。そしてこれは

小学校のみならず、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に適用されるという。ただし、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校においては、準用されはするものの、適した文献を使用してもよいとされている。

さらに、教科書は文部科学省の検定を受けなければならないことも示されている。これを通過しない限り、「教科用図書」としては、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校を除き、認められることはなく、原則としてこの検定制度を通過した文献・図書を使用しなければならないことが示されている。また、上記三種の学校においても「準用する」とある通り、基本的には第三十四条に従わなければならない。

その教科書検定制度について、辞書においては以下のよう示されている。

民間で著作された教科書を文部科学大臣が調査し、教科用として適切であると認められたものだけに使用を許す制度。明治十九年(一八八六)小学校令に基づいて採用。明治三六年(一九〇三)から小学校教科書は国定制度となったが、第二次世界大戦後新学制の発足とともに、小・中・高等学校の教科書の認定のために再び採用。正式名は教科用図書検定制度。

また、検定の流れとしては、文部科学省の資料「2.教科書が使用されるまで」を要約すると、まずは「検定申請」からはじまる。そして、「教科書調査官等による調査」、次に「審議会による審査」が行われる。ここで合否、もしくは留保と3つに分かれる。

不合格の場合は、「不合格理由事前通知」が伝えられる。そして判決に問題がなければ「検定不合格決定」が正式になされる。最後に「審議会総会へ報告」が行われる。

留保の場合は、「検定意見の通知」が伝えられ、「修正表の提出」がされる。そして「審議会による審査」がなされ、再度合否判決が行われる。

決定の場合は、そのまま「審議会総会へ報告」が行われる。

しかしながら、これは、上記に示された学校、つまり小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校においてしか適用されない。「学校」は他にも、幼稚園、そして大学がある。ただし、上記の範囲に「大学」は含まれていない。そのため、大学教育においては教科書を使用しなければならないというルールもなく、また、使用する教科書は、教科書検定制度を通過する必要もない。

「保育」「原理」に関して

上述したよう、保育・教員養成学校の科目には、種々の類似した授業があるが、特に保育原理はよくその筆頭に挙げられる。それはなぜであろうか。

まず、この『「保育」「原理』』という名称に着目したい。この名称に関して中谷は以下のように示している。

「保育に関する辞書においては、「保育の原理」について統一的な定義づけや見解が示されているとはいえ、それぞれの説明についても曖昧さが残るものとなっている。」

「これら辞典における説明、「保育」「原理」をテーマに含む先行文献の指摘から見えてくるのは、「保育の原理」そのものについて、統一された見解が見当たらないこと、それに関する議論の乏しさ、それゆえの定義の曖昧さである。」

以上、先行研究においては統一的な、また共通的な事項がみえてこないという課題があることがわかるが、それゆえに、より一層の研究が必要であることもまたいえることである。そのためにも、まずはこれら名称「保育」「原理」を、手引書・辞書を参考にみていきたい。

保育とは、保育所保育指針によれば、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこと」を特性としていると示されている。また、ブリタニカ国際大百科によれば、「乳幼児を適切な環境のもとで、健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達させるように教育すること。」、デジタル大辞泉によれば、「1 乳幼児を保護し、育てること。2 乳幼児の心身の正常な発達のために、幼稚園・保育所などで行われる養護を含んだ教育作用。」と示されている。

以上、これらのポイントをまとめると、保育とは「子ども」特に「幼児」を対象をしていること、そして教育のみならず、守り・育む意味を持つ「養護」の機能を持ち合わせていることがわかる。

次に「原理」という名称をみていく。原理とは、デジタル大辞泉によれば、「事物・事象が依拠する根本法則。基本法則」と、そしてブリタニカ国際大百科事典・小項目事典によれば「(1) それ自体は他に依存せず、他のものがそれに由来するような第1のもの、始めをいう。——中略—— (2) 自然科学においては、ある理論体系の基礎になっている法則および命題をさす。」と示されている。精選版 日本国語大辞典では「すべて

の現象を成立させる基本法則となっているもの。根本の理論。特に、哲学で、基礎となる根拠または普遍的真理。存在の根拠としての実在原理、認識の根拠となる認識原理、行為の規範となる実践的原理などが問題とされる。」と記されている。

これらのポイントをまとめると、原理とは「基本」的な「法則」であるといえるのではないかと考える。

そして、「保育原理」という語句を、上記の定義を基に考えると、「幼児への養護・教育現象における、法的・方法的基本的法則」とまとめられるだろう。また、これらの意味を踏まえると、原理は「基本原則」とあるように、保育原理は保育士養成課程の諸授業の中でも、中核をなす重要な科目であるといえるのではないだろうか。

しかしながら、このように重要な科目である一方で、上述したように統一的な見解が見えていないなど課題もあるほか、保育原理において取り上げる内容は、授業者によって異なることもまた指摘されている(森上・柏女, 2010)。保育における基本的原則を学ぶ、保育学生にとって重要な科目である保育原理が、取り上げられる内容が一貫していない、担当者によって相違があることは、「養成」の意義を揺るがす大きな問題といえるのではないだろうか。

続けて中谷は教授内容の概念図を示している。これは定量的に示されたものではない点、また時代によって教授内容に変化がある点からも、示唆に留まるものであろうが、大いに参考になるものであろう。この図を概観する限り、教授内容はその場限りの一知識ではなく、次の内容に連関し、つながるものであること、パス図のように順序があることがわかる。このことから、教授内容には順序性もあることがわかる。しかしながら、先行研究で教授内容の順序性について言及している論考はない。

これらのことから、当該科目が含有する「①教授内容の整理と範囲策定」、「②教授内容の順序性」の二点において、未だ検討の余地が残っていることがわかる。

研究の目的

そこで本稿では、保育・教育課程の見直しと今後の発展に寄与すべく、保育原理科目における、教師・保育士養成校での講義用に制作された文献(以下、教科書)の分析を行う。なお、本報は研究Iとして、当該科目が含有する「①教授内容の整理と範囲策定」を行う。具体的には、保育原理が包括する教授内容の範囲を明らかにする。

方法

分析は文献調査を行った。保育原理の教科書を収集・概観し、内容をまとめた。文献の収集時期は2022年の7月に行った。それらを比較し、相違点を明らかにした。

なお、保育原理は、上述したよう実際の講義に使用されることを視野に入れて執筆されている文献を使用した。出版社は、あいり出版、ミネルヴァ出版、建帛社、中央法規出版、北大路出版、萌文書林の刊行物を使用した。

分析方法としては、これらの目次・索引を参考とした。なお、目次のみで判断するのではなく、目次に示されている部分には目を通し、想定している内容と隔たりはないか、タイトル・見出しと内容で不一致はないか、整合性も確認している。そこで見出された内容をまとめ、分類を行った。なお、タイトル、小見出しの名称は筆者が修正したものを記載する。

結果

本調査では、保育原理の教科書を分析し、取り上げる内容を明らかにした。

調査の結果、20 カテゴリーと113項目が明らかとなった。具体的には、「保育の基本」5項目、「教育・保育・子どもに関わる法律・条例・制度」11項目、「保育所保育指針と幼稚園教育要領」2項目、「保育所に関して」2項目、「幼稚園に関して」2項目、「こども園に関して」2項目、「子育て支援に関して」3項目、「遊びに関して」4項目、「子どもの発達」6項目、「保育の計画・評価」10項目、「保育の方法・実践」14項目、「障害児保育」3項目、「乳児保育」4項目、「1歳以上から3歳児未満の保育」4項目、「3歳児以上の保育」6項目、「子ども理解」3項目、「海外の保育思想・歴史」12項目、「日本の保育思想・歴史」10項目、「保育の現状」5項目、「地域・外部と保育」5項目にまとめられた(資料:表1)。

これらの内容を更に精査するべく、全国保育士養成協議会が示す内容(資料:表2)と比較した。その結果、全国保育士養成協議会が示す内容は、教科書範囲に全て含まれていることが明らかとなった。また、教科書範囲には、全国保育士養成協議会が示していない内容も取り上げられていることが分かった。

考察

本研究から、教科書の範囲は、全国保育士養成協議会が

示す内容より広いことがわかった。保育士養成協議会の示す内容に含まれていない内容は、記載内容に関連する内容、つまり周辺領域の内容であると考えられる。

大学は専門教育・研究機関であり、全大学共通の必修科目があるわけでもない。それぞれの学科が専門教育を行っている。大学教員は専門教育を行うが故に、大学教育はそれぞれに適したテキストを使用している現状がある。大学教員はそれぞれの専門性があり、ゆえに大学教育においては教科書検定制度が存在しないと考えられるが、その分講義における教育内容の自由度は初等・中等教育と比すれば高いといえる。ただしその自由度の高さは、それを使用して教育を行うもののみならず、製作する側も同様である。そして執筆者は概ね大学教員等の研究者、またその分野の専門家たちである。無意識的にも専門分野の部分をより詳細にカバーすることも考えられる。そのため範囲は広くなり、基本的な内容を含めた、その周辺領域までも内容を含んでいるとも考察できる。

加えて、保育士養成協議会が示す内容は、あくまでも最低基準である。実際の教授内容は、最低基準をおさえたいうで行うため、その周囲にある関連領域を含む形で教科書が作成されるのではないかと考える。

その他の理由として、授業実施面から考えられるものでは以下の三つの理由が推察されよう。まず一つに、受講者の身近なもの、学生の実態に合わせたためであること、二つ目に、他の知識と紐づけて教授するためであること。三つ目に、周辺領域を含めなければ、本単元の説明が不足してしまう、また、周辺領域を交えて説明した方が理解しやすくなるという、以上の三つの理由があると推察できる。

ただし、これらは本研究・調査を経ての考察にとどまるものであり、エビデンスに乏しい。更なる検討が求められよう。

おわりに

本研究では、保育原理の教授内容の範囲を明らかにした。なお、本研究は教授内容の不易性を明らかにしたものではない。すなわち、教授内容がどの程度確認されるか、その内容の頻出度を分析した結果ではなく、範囲を調べることを目的として調査している。頻出度を明らかにすることは目的の範囲外であるため確認してはいない。ただ、これらも確認することにも意義はあり、本結果と重ねて検討することによって、より詳細な結果がみえてくると考える。また、次報「研究Ⅱ」において、「教授内容の順序性」について検討を行う。

参考文献

- コトバンク. ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典「教科書」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E6%95%99%E7%A7%91%E6%9B%B8-52503>, 2022年8月23日取得.
- コトバンク. 精選版 日本国語大辞典「教科書検定制度」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E6%95%99%E7%A7%91%E6%B%B8%E6%A4%9C%E5%AE%9A%E5%88%B6%E5%BA%A6-52506>, 2022年8月23日取得.
- 一般社団法人 全国保育士養成協議会(2017). 「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」. <https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing/hyk/reference/29-3s2.pdf>, 2022年8月30日取得.
- デジタル庁 e-GOV. 「学校教育法」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>, 2022年8月24日取得.
- 文部科学省. 「2. 教科書が使用されるまで」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235087.htm, 2022年10月1日取得.
- 中谷奈津子(2014). 保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析. 社会問題研究 .63 ,1-12.
- 中谷奈津子(2017). 保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析(3) : 「保育の原理」の探求を視野に. 社会問題研究. 66, 27-38.
- 厚生労働省. 『保育所保育指針 解説』. フレーベル館.
- コトバンク. デジタル大辞泉「保育」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E4%BF%9D%E8%82%B2-131602>. 2022年9月1日取得.
- コトバンク. ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典「保育」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E4%BF%9D%E8%82%B2-131602>. 2022年9月1日取得.
- コトバンク. デジタル大辞泉「原理」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E5%8E%9F%E7%90%86-61130>, 2022年9月1日取得.
- コトバンク. デジタル大辞泉「原理」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E5%8E%9F%E7%90%86-61130>, 2022年9月1日取得.
- コトバンク. 精選版 日本国語大辞典「原理・元理」の解説. <https://kotobank.jp/word/%E5%8E%9F%E7%90%86%E3%83%BB%E5%85%83%E7%90%86-2035258>, 2022年9月1日取得.
- 森上史朗・柏女壺峰編(2010)『保育用語辞典(第6版)』ミネルヴァ書房. (中谷奈津子(2014). 保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析. 社会問題研究 .63 ,1-12. より)
- 戸江茂博(編)(2013)『保育原理 保育の本質を探し求めて』あいら出版. 1-178.
- 名須川知子・大方美香(監)・戸江茂博(編). (2019). 『保育原理』. 株式会社ミネルヴァ書房. 1-226.
- 大沼良子・榎沢良彦(編著). (2018). 『シードブック 三訂 保育原理』株式会社建帛社. 1-173.
- 公益財団法人児童育成協会(監), 天野珠路, 北野幸子(編). (2019). 『新・基本保育シリーズ 1保育原理』中央法規出版. 1-230.
- 吉見 昌弘, 斎藤 裕(編)(2021). 『はじめて学ぶ保育原理[新版]』北大路出版. 1-192.
- 岡田耕一(編著), 寺田博行・菊地一晴(著). (2019). 『保育原理 子どもの保育の基本理論の理解』萌文書林. 1-186.

資料

表1 保育原理の範囲

<p>保育原理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の基本 <p>保育の理念・概念、保育の倫理、子どもの最善の利益、養護と保育、保育の社会的役割・責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育・子どもに関わる法律・条例・制度 <p>子どもの権利条約、地域型保育、子ども家庭福祉、保育の実地体系、施設の運営基準、支給認定、利用の手続き、給付の仕組み、幼稚園の制度、保育所の制度、こども園の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針と幼稚園教育要領 <p>保育所保育指針、幼稚園教育要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に関して <p>保育所保育の目的・目標・ねらい、保育所保育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に関して <p>幼稚園教育の目的・目標・ねらい、幼稚園教育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども園に関して <p>こども園保育・教育の目的・目標・ねらい、こども園保育・教育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関して <p>子育て支援制度の概要、子育て支援の社会的役割、子育て支援の今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びに関して <p>遊びの本質、遊びから得られるもの、遊びの理論、遊びと保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達 <p>0歳児の発達、1歳児の発達、2歳児の発達、3歳児の発達、4歳児の発達、5歳児の発達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の計画・評価 <p>保育の計画とは、保育の計画の種類、指導案の作成、保育の振り返り・評価、カリキュラム・マネジメント、子どもの個人記録の方法、保育実践の記録・活用方法、教育課程・全体的な計画の方法、長期指導計画と短期指導計画の作成について、発達をふまえた保育計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の方法・実践
--

保育所保育指針に示される方法、幼稚園教育要領に示される方法、生活支援としての保育、発達支援としての保育、健康・安全の保育、保育の方法と形態、自由保育、一斉保育、縦割り保育、統合保育、環境を通した保育、遊びを通した保育、森のようちえん・自然保育、ゴダーイ・メソッド

・障害児保育

障害とは、障害児保育の実際、外部との連携に基づく障害児保育

・乳児保育

基本、内容、方法・計画・評価、配慮

・1歳以上から3歳児未満の保育

基本、内容、方法・計画・評価、配慮

・3歳児以上の保育

基本、内容、方法・計画・評価、配慮、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、小学校との連携

・子ども理解

子ども理解の変遷、子ども理解の方法・視点、子ども理解と保育の計画・実践・評価

・海外の保育思想・歴史

外国の保育の思想・歴史、近世の保育と保育思想、マリア・モンテッソーリ、ルドルフ・シュタイナー、セレスタン・フレネ、レジヨ・エミリア、ジャン・ジャック・ルソー、ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチ、ロバート・オーエン、フリードリッヒ・フレーベル、マクミラン姉妹、ジョン・デューイ

・日本の保育思想・歴史

日本の保育の思想・歴史、近代までの日本の保育の思想・歴史、江戸時代の保育、東京女子師範学校、戦前の保育、戦中の保育、戦後の保育、現代の保育、幼稚園の歴史、保育所の歴史

・保育の現状

外国の保育の現状、外国の保育制度、日本の保育の現状、待機児童問題・少子化問題、家庭教育環境の現状と課題

・地域・外部と保育

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園以外の施設で行われる子育て支援、地域の人たちによる子育て支援、学生にできる子育て支援、保護者との連携、外部機関との連携

表2 保育士養成協議会教示内容「保育原理」

<p>【保育の本質・目的に関する科目】</p> <p><科目名> 保育原理(講義・2単位)</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義及び目的について理解する。2. 保育に関する法令及び制度を理解する。3. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。4. 保育の思想と歴史の変遷について理解する。5. 保育の現状と課題について理解する。 <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義及び目的 (1)保育の理念と概念 (2)子どもの最善の利益と保育 (3)子ども家庭福祉と保育 (4)保育の社会的役割と責任2. 保育に関する法令及び制度 (1)子ども家庭福祉の法体系における保育の位置付けと関係法令 (2)子ども・子育て支援新制度 (3)保育の実施体系3. 保育所保育指針における保育の基本 (1)保育所保育指針 (2)保育所保育に関する基本原則 (3)保育における養護 (4)保育の目標 (5)保育の内容 (6)保育の環境・方法 (7)子どもの理解に基づく保育の過程(計画・実践・記録・省察・評価・改善)とその循環4. 保育の思想と歴史の変遷 (1)諸外国の保育の思想と歴史 (2)日本の保育の思想と歴史5. 保育の現状と課題 (1)諸外国の保育の現状 (2)日本の保育の現状と課題
--